

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		緊急通報装置の貸与申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市緊急通報装置貸与事業実施要綱第3条、第4条、第5条及び第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市緊急通報装置貸与事業実施要綱第3条、第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 3月14日設定 令和 5年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 貸与対象者</p> <p>市内に住所を有し、心臓、脳血管機能、運動機能等の疾患又は重度の障がいにより日常生活を営む上で常時注意が必要であると市長が認める在宅者で、次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) ひとり暮らしの高齢者</p> <p>(2) ひとり暮らしの重度身体障がい者等で、市長が認めるもの</p> <p>(3) 同居者が重度身体障がい者等であるため、緊急時に通報することが困難であると市長が認める者</p> <p>2 協力員等の確保</p> <p>貸与を受ける者は、緊急時に迅速に緊急通報の発信を行った者の住宅に出向き、状況等を確認し、必要な措置をとることができる者を2人以上確保するものとする。</p>	